

「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」の改正内容

平成31年4月1日の法改正に伴い、「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」の内容が一部改正となりましたので、お知らせいたします。

改正前	改正後
<p>第1条 特約の適用範囲</p> <p>(2)②新設 (以下②新設に伴い、項目番号が変更になります)</p> <p>③預金者が前号の契約にもとづき平成25年4月1日から平成31年3月29日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、預金として預け入れること</p> <p>第3条 追加の贈与があった場合の特約の適用</p> <p>(1) 直系尊属から教育資金の追加の贈与があった場合には、預金者が追加教育資金非課税申告書を提出し、当行が当該申告書を受理した場合、この特約を適用します。</p> <p>新設 (以下第7条新設に伴い、項目番号が変更になります)</p> <p>新設</p>	<p>第1条 特約の適用範囲</p> <p>(2)②贈与を受けた年の前年の預金者の合計所得金が1,000万円以下であること</p> <p>④預金者が前号の契約にもとづき2013年4月1日から2021年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、預金として預け入れること</p> <p>第3条 追加の贈与があった場合の特約の適用</p> <p>(1) 直系尊属から教育資金の追加の贈与があった場合には、預金者が追加教育資金非課税申告書、<u>その他教育資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類</u>を提出し、当行が当該申告書等を受理した場合、この特約を適用します。</p> <p>第7条 教育資金の範囲</p> <p><u>2019年7月1日以後、預金者が23歳に達した日の翌日以後に支払われるもののうち、学校等以外の者に支払われる金銭で、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供または指導に係る物品の購入費及び施設の利用料を教育資金の範囲から除外します。ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は除外しません。</u></p> <p>第11条 贈与者が死亡した場合の届出等</p> <p>(1) <u>第1条第2項第4号による預入れから教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、預金者が当該贈与者からその死亡日前3年以内に取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡日における管理残額（非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内に信託等により取得した金銭）を、当該預金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において、以下のい</u></p>

いずれかに該当する場合は適用しません。

①当該預金者が23歳未満である場合

②当該預金者が学校等に在学している場合

③当該預金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

④2019年3月31日以前に信託等により取得した金銭

(2) 預金者は、この特約の適用を受ける教育資金の一括贈与を預金者に対し行った預金者の直系尊属（以下「贈与者」という。）が死亡した事実を知った場合は、速やかに、その旨を当店に届け出るものとします。

(3) 預金者は、贈与者の死亡日以前に支払われたことを証する未提出の領収書等がある場合は、速やかに当該領収書等を当店に提出するものとします。

(4) 当行は、当該贈与者が死亡した日における非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内を取得した金額および当該贈与者が死亡した日を記録します。預金者が当該金額を知りたい場合には、当店に問い合わせるものとします。

第11条 終了事由

- (1) 預金者が30歳に達したこと
預金者が30歳に達した日

第13条 終了事由

- (1) 預金者が30歳に達したこと
預金者が30歳に達した日
ただし、2019年7月1日以後に預金者が30歳に達する場合は、預金者が30歳に達した日において以下の①または②のいずれかに該当するときは、教育資金管理契約は終了しないものとし、その達した日の翌日以後については、その年において以下の①または②のいずれかに該当する期間がなかった場合におけるその年の12月31日または当該預金者が40歳に達する日のいずれか早い日に教育資金管理契約が終了するものとする。
- ①当該預金者が学校等に在学している場合
②当該預金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

※「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」の一部改正後の全文は、当行ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。